# 小川富也税理士事務所だより

## 所得税及び復興特別所得税

## の確定申告

申告は不要です。

## 2月16日(月)~3月16日(月)▲

27年2月16日から同年3月16日までとなっています。 時期となりました。相談及び申告書の受付は、 必要書類等のご用意はお早めに― 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告 平成

生じた全ての所得の金額とそ から12月31日までの1年間に 納めた税金などとの過不足を 期限までに確定申告書を提出 別所得税の額を計算し、 れに対する所得税及び復興特 0) して、 確定申告は、毎年1月1日 所得税及び復興特別所得税 源泉徴収や予定納税で 申告

精算する手続きです。

配当所得、給与所得、雜所得、 譲渡所得、一時所得、 人で確定申告が必要な場合に ここでは、 課税される所得は、事業所 いてふれてみました。 、退職所得に分類されます。 不動産所得、利子所得、 給与所得がある 山林所

じて、

所得税額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗

特別所得税が精算されるため 調整」により所得税及び復興 給与所得者は、 税理士・行政書士 小 通常

所得税及び復興特別所得税の 確定申告が必要です。 残額があり、さらに①~⑥の いずれかに該当する場合には

払いを受けた

機械・器具の使用料などの支

所得金額を求めます。 控除を差し引いて、課税される 各種の所得の合計額から、 所得

末調整の際に控除を受けた(特 所得税額から、配当控除額と年 定増改築等)住宅借入金等特別

Ш 富

の合

編集発行人

しかし、次の計算におい 八幡浜市浜之町180番地 一年末 TEL 0894-24-3355 FAX 0894-24-2882 7

法により所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の徴収 給与について、災害減免

与の支払いを受ける際に所得 る人や家事使用人などで、給 る 徴収されないこととなってい 税及び復興特別所得税を源泉 在日の外国公館に勤務す

項

0万円を超える 1 給与を1か所から受けて 給与の収入金額が20 (給与

〒796-0068

子、店舗・工場などの賃貸料 の給与のほかに、貸付金の利 族などで、その同族会社から 20万円を超える 職所得を除く)との合計額が 種の所得金額(給与所得、 かった給与の収入金額と、各 計額が20万円を超える 所得、退職所得を除く) けていて、年末調整をされな て、各種の所得金額 同族会社の役員やその親 給与を2か所以上から受

猶予や還付を受けた

控除額等の拡充がされていま について、 修特別控除」、「住宅特定改修 係る住宅借入金等特別控除の 等)住宅借入金等特別控除」、 すので注意しましょう。 築等特別税額控除\_ 特別税額控除」、 控除額の特例」、 東日本大震災の被災者等に その他にも「(特定増改築 適用期限の延長 「認定住宅新 「住宅耐震改 の各事

### 昨年からの主な改正事項】

又は鑑賞の目的で所有する不 益通算できないこととされ る損失に限る)については、 の当該資産の譲渡により生ず 権等)を譲渡して生じた譲渡 動産以外の資産(ゴルフ会員 31日をもって廃止されました。 率(所得税7%、 び配当所得に係る10%軽減税 給与所得などの他の所得と損 損失(平成26年4月1日以後 の特例措置は、平成25年12月 主として趣味、 \*上場株式等の譲渡所得等及 住民税3% 娯楽、

退

控除額を差し引きます。



### 下座や金品 ム対策 求

る必要があります。そこで今回は不当な要求への対策などを考えてみます。 がどこにあるかは、「要求の正当性」と「手段の相当性」の二つの面から考え た。顧客からクレームを受けることはありますが、そのクレームの境界線 させた客が強要罪で逮捕される事件が相次ぎ、大きなニュースとなりまし コンビニやホームセンターで不当なクレームをつけ、店員に土下座 毅然とした態度を貫く

■悪質クレーマーによる犯罪行為■

強要) ・土下座して謝れ!

痛い目にあいたいのか? 脅 迫

恐喝 ・慰謝料を払え!

威力業務妨害

正当なクレームと悪質となるクレ

注意しなければならない

0)

が、

自

対応してくれます。

ほど悪質なクレーマー

にはきちんと

通報しなければいけない

場合には、

謝罪を求めることもある

管理や顧客対応のミスなどがあった

は正当な要求といえます。店や店員

た客が良品と交換するよう求めるの

に責任を問える問題、たとえば商品

どうかが問題です。

不良品を購入し

顧客としての要求が正当か

でしょう。

・店内で怒鳴り続ける

に謝罪をすることが適当な場合で 応ミスで、 す。法律上、暴行または脅迫をして、 ら行為は「不当な要求」にあたりま 識的な枠」を逸脱しています。 よう求めることは、謝罪としての「常 き過ぎです。「土下座」して謝罪する ィの支払いを求めたりすることは行 求めたり、あるいは高額のペナルテ した上で、さらに代金全額の返還を 人に義務がないことをさせた場合、 一強要罪」という犯罪が成立します。 ないということです。 たとえトラブルの原因が店員の対 しかし、新しい良品と交換させた 店員には土下座をする義務まで 新たにサービスを受け直したり 社会通念上は、 店側が客 これ

> 題です。 要求する内容や方法のバランスの問 要は消費者が受けた被害と、 業にクレームを言いづらくなります 囲」を超えると違法と判断されます。 ムの 一般的には「社会的相当性の範 境目が曖昧だと、 消費者は 企業に

要罪と判断されないでしょう。 ではありません。たとえば死亡事故要求が即、強要罪の成立になるわけ らかにバランスを欠いています。 性」を考えるしかありません。 はケースバイケースで「社会的相当 があって遺族が加害企業の社長に土 正当な理由があっても、 下座を求めたというケースなら、 くまでもバランスなので、 品で店員に土下座までさせるのは明 たとえ不良品を買わされたという 数百円の商 土下座の 結局 強 あ

■企業側の対応■

性が高まります。 るかもしれませんが、土下座まです ら土下座ぐらい平気だという人もい か。 ないからです。また一度、 しても相手の怒りが収まるとは限ら る必要はありません。それは土下座 ーマーにどう対応すべきでしょう 方、企業は土下座を求めるクレ 相手の気が済んで丸く収まるな 他の客からも要求される可 土下座 能 1

> す。そこで言質を取られないよう「誠 喝でつかまることをよく知っていま 料などの名目で金品を要求すると恐 を要求してくるのです。 意を見せろ」などと言って暗に金品 マーです。 分の要求をはっきり伝えな 常習クレーマーは、 13 クレ 慰謝

もあります。 くても、 能性があります。 もって開き直り、 の客に迷惑をかけたりした場合は い場合には、 にもかかわらず建物等から退去しな う。法律上、 然とした態度で臨むしかありませ 誠意です」と通常の対応をすること 10番通報をしたほうがよいでしょ ん。それでもしつこいようなら、 が重要です。常識を超えた客には毅 レームをつけてくるのが特徴です。 員を見抜き、 ット(抵抗しなさそう)にしやす く使うフレーズです。また、ター 客満足は?」は、悪質クレーマー 「威力業務妨害罪」に当たる可能性 相手の意図がわかっても、 「誠意は?」「企業の責任は?」「 怒鳴り続けるなどして周囲 退去するよう要求した たたみ掛けるようにク 警察は原則、 不退去罪が成立する可 また脅迫行為がな 「これが私たちの 勇気を がよ い店 1

れた

### ■経営資源とは■

目に見えない 資産 土地、建物、設備、金融資産など

人材、技術、組織力 ノウハウ、ブランド 人材育成術

顧客とのネットワークなど -ポイント!―

見えない「強み」とは何か。 その強みをどう生かすか。

あります。 では、土地や設備などの有形資産や 業績を大きく左右するといっても過 金融資産等だけでなく、 言ではありません。そういった意味 企業が保有する経営資源は限りが 最適な資源配分が自社の 見えざる資 ちんと自社の強みとして再発見し、 げることが重要です。 最近「知的資産経営」という名称で 有効活用しましょう。 活用を通じて企業価値の向上につな 産(知的資産)にも注目して、

ントについて考えてみます。

強みであり、企業競争力の源泉です。

れない目に見えにくい経営資源です。「知的資産」は企業の本当の価値 ットワークなど、数多くのものが含まれます。これらは財務諸表には表 がちですが、実は知的資産の中には、さらに組織力、人材、顧客とのネ

そこで今回は知的資産経営のポイ

**「知的資産」というと、特許やブランド、ノウハウなどとイメージし** 

力、経営理念、顧客とのネットワ の源泉である人材、技術、 の資産であり、企業における競争力 上に記載されている資産以外の無形 的資産とは「従来のバランスシート 告書作成支援マニュアル」には、 備機構が作成した「知的資産経営報 様々な取り組みが進んでいます。 的財産(特許・ブランド等)、 また独立行政法人中小企業基盤整 財務諸表には表れてこない

的資産を経営に生かす 強み |見えざる経営資源| を再発見

せん。 によく認識している、目に見えるも のだけを抽出しても十分ではありま 営資源です。つまり、自他ともすで 知的資産は「目に見えにくい」

社の真の実力を知ることが目的であ 一見、見過ごしてしまいがちな会 次の2つの視点が重要になりま

知的資産をき

その

### 「強み」を深く掘り下げる

見えざる資産の活用については、

商品、サービスの性能、 優位の源泉を知るためには、 されているか、他とどこが違うかを みとなったのか?の視点で考えてい 色々な所に秘訣があるはずです。 は人材育成方法や会社の方針など、 なく、その売り方や供給体制、更に 出来る限り深く掘り下げます。 きます。 れを何故、成功したのか?何故、強 く、「何故」、「どうやって」生み出 強みが何であるかを知るだけでな 機能だけで そ

初めて企業価値を高めることができ することによって存在が実感され、 るため、保有するだけでなく、活用 ります。忘れてはならないのが、こ に見えにくい経営資源の総称」 知的資産とは無形の経営資源であ とあ

2

強み」

を広く捉えて、

つなが

ij

るということです。

「真の実力を知る■

ありません。特に、 なに特徴的な会社であっても、会社 捉えるためには、幅広い視点から強 の強みが1つしかないということは みを検討する必要があります。どん 会社の強みを網羅的かつ体系的

ぞれが作用しあって相乗効果を出す ことが重要になります。 視点から把握することができます。 ら抽出し、検討する必要があります。 特性がありますので、 捉え、それぞれの関連性を把握する けでなく、「生かす」といった動的な れのつながり(連鎖)やその相乗効果 などを考えると、強みの「保有」だ このように、 単に抽出するだけでなく、それぞ 強みをより「深く」「広く」 知的資産を知るため 知的資産はそれ 色々な角度か

### |経営理念も知的資産■

理念や信条というと、形骸化してい 精神面での支柱など様々な面で、 の価値観の醸成や経営方針の浸透、 功している多くの老舗企業では共通 ると考えられがちですが、実際、 業理念自体が企業の知的資産になっ ・企業理念」もあげられます。 一業の最も重要な知的資産として 企



### 莝 成 27 刻 年 標準 度 税 率 制 課 改 税 弓 Æ げ 拡 柱

解散・ す。 て メ 制改正大綱を決定しました。 与党は昨年12月30 遅れ 総選挙の影響により 7 が出 いましたが、 揃ったことになりま 日 これ 平成 27 例年に比 で改 衆院 年 Í 度

は、27年度に32 法人実効税 げ 玉 柱となる Ź です。 との目標を掲げ 方を通じた現行34 後 数年で、 0 が 平 (東京都は35 11 成 法人実効税率の % ▲ 2 27年度を初年 20%台まで引き Ć . . (V) 、ます。 62 51 64 % % % 0 度 引 れ

なり、 28年度に31・ 引下げを目指すとして 税制改正におい さらに引き続き、 33 % ても、 **▲** 3 · 20%台まで 28年度以降 11 ます。 29 % بل げ 日 次 13

準課税の拡大などを行 除の見直 階で進め、 人の見直 2替財源の確保の柱となるの 人減税の代替財源の確保は、 一業にも課税 27年度は①欠損金繰越 ②受取 ③法人事業税の外形 す る外外 配当等益金不 形 標準 、ます。 一課税 が 2

> 間 赤字を計上する大企業など は 0) !で2倍に広げるとしています。 なるとみら 法 拡 0 企業を対象に外形標準 )まり、 人減税の 大で、 、資本金 業績の ħ 恩恵がある仕組 7 1 億円 1/2 ・ます。 17 企業にとっ 以 課 上 は 税を2年 0) み 負 中 で、 桕 堅

なって 企業が て国際 、ったケ 1本から す。 おり、 Þ なる 17 ま ・で主 欧 で日本の 回 重 州 13 法人実効税 0 一要国 ĺ で ました。 企 海外に事業所 1 税 税負担 本も 業を誘致 は スもみられ 制 法人実効税率は米国に すでに、 改 で2番目に高 企大綱 追 その を避けるために、 随 率の することに Ť 引下げ る動 ため、 税 ました。 などを移すと 0 率を 最 きが 1 大 引き下 が税率と 高収 ĺ  $\widehat{O}$ アジ 進 焦  $\bar{\lambda}$ 点

です。

全社員が年度目

達 重

向

け

た行動をすれ

利 標

益 0) 益意識を持つことは

非 員

常に

要

長 反をはじ

め

全社

が

高

V

治本の まで下 か 先を行く げ たとしても、 (実効 国 [が多 税 率 税 ľλ を20%台後 率引下 0) Ł 実 げ

す

期

0

げ

る

め

仕

の様

### -稅 務-

- ★26年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日から3月16日まで
- ★26年分贈与税の申告 申告期間…2月2日から3月16日まで
- ★固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…2月10日
- ★26年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団 等の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業 税・(法人事業所税)・法人住民税〉 申告期限…3月2日
- ★3月,6月,9月,12月決算法人の3月ごとの期間短縮 に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…3月2日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地 方消費税〉
  - 申告期限…3月2日
- ★6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費 税・法人事業税・法人住民税〉…半期分 申告期限…3月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月,6月,9月決算法人 の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…3月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月,12月決算法人を 除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月 分)〈消費税・地方消費税〉 申告期限…3月2日

### 労 務-

★健保・厚保の保険料の納付 納期限…3月2日

### かる時 利益 す。 は上 it 業 な 向 か b 成 将来視点 で利益意識を

で 益

になり 識

やすいという問

は高くなるが

短期

志

P

投

b

0

た

4 員

な

11

貢

献 資は

な 13

Vi 0 かに

社 出

は か

必

要

新入社員

6

育成に

か 題 利

「成果が

る

わ

仕事

2

間

をさ b

時

間

が 時

あ

0

考えなけ

れば

いけませ

ん。

ります。

ただし、

別 ば

の問

題

り、 かに 考え、 会社 者の役割といえます。 ため くみられ をし 若手社員が将 替えることも大切で 短期志向 題 は 年 の仕事を考えることも た方がよ は 解 将 な ŋ 管理 度 行 来の 発 決 ます。 展 動 が進まな で 重 目 標 する組織で 職 成 から中長期 ょう や若手 な 0 な 来の視点 長と発展に V 達成 0 11 は 将来 لح で 11 社員 将 b ケ 13 す。 なけ がら自 窓向に 大切 ょ 管 のことを ĺ う 来 の意識 向け う。 話に 0 理 ス が多 そ 視 で れ 職 経 ば 切 す 5 ゃ 営 0